

2021年8月5日

各 位

会 社 名 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社
問 合 せ 先
E-mail kabu@jp.onkyo.com

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款一部変更の件」を2021年9月3日開催予定の臨時株主総会及び普通株主総会様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、株主名簿等の管理事務を株主名簿管理人に委託しておりましたが、今後は自社にて管理することとし、現行定款第11条（株主名簿管理人）について、株主名簿管理人の規定を削除するものであります。また、合わせて、現株主名簿管理人に係る条項である第12条の5 3. 及び第12条の6 3. を修正するものであります。効力の発生日は、2021年9月4日とするものであります。
- (2) 当社は、C種種類株式発行当時は、当社普通株式の東京証券取引所への上場維持のために債務超過解消と債務の減少を目的としてC種種類株式を発行したものの、C種種類株式とは別に当社普通株式の東京証券取引所への上場維持を目的として発行した第11回新株予約権及び第12回新株予約権の未行使により、C種種類株式の発行に係る目的は果たせなくなり、当社の状況が大きく変化いたしました。C種種類株式の株主も、C種種類株式の発行当時において、当社がC種種類株式の発行により、必ずしも当社の債務超過解消及び当社普通株式の東京証券取引所への上場維持が確約できるものではないと認識していたものの、上記の状況の変化は、想定外の結果となりました。その様な状況下、当社は、2021年4月中旬以降、非上場株式となる当社普通株式についての取扱いなどを確認するなかで、C種種類株式についても、その割当先のほとんどが当社取引先や協力先であり、何かしら手当をすることができないか検討を開始し、C種種類株式の株主へこのままC種種類株式の内容に基づく優先配当権を保有するか、又は市場で売買ができない上場廃止を予定している株式ではあるものの、議決権を保有できる当社普通株式に転換するか選択肢を与え、できるだけ継続した支援や友好関係を保っていきたく、当社より当社普通株式への転換方法を提案する考えにいたり、C種種類株式の内容を一部変更するものであります。効力の発生日は、2021年9月6日とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第10条（条文省略） (株主名簿管理人)	第1条～第10条（現行どおり） (株主名簿管理人)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 (削除)
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第12条～第12条の5 2. (条文省略)

第12条の5 3. 償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

第12条の5 4. ～第12条の6 2. (条文省略)

第12条の6 3. 現物償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

第12条の6 4.

(条文省略)

(新設)

第12条～第12条の5 2. (現行どおり)

第12条の5 3. 償還請求受付場所

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

第12条の5 4. ～第12条の6 2. (現行どおり)

第12条の6 3. 現物償還請求受付場所

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

第12条の6 4. (現行どおり)

(普通株式を対価とする取得請求権)

第12条の6の2

普通株式対価取得請求権

C種種類株主は、2021年9月6日以降、当社に対して、次項に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式(以下、「対価普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、C種種類株主に対して交付する。ただし、本項に基づくC種種類株主による普通株式対価取得請求がなされた日(以下、「普通株式対価取得請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。以下同じ。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。以下同じ。)を下回る場合には、(i)各C種種類株主による普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。また、0を下回る場合は0とする。)のC種種類株式のみ、普通株式対価取得請求の効力が生じるものとし、普通株式対価取得請求の効力が生じるC種種類株式以外の普通株式対価取得請求に係るC種種類株式については、普通株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するC種種類株式は、抽選、普通株式対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分その他の当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定される。「剰余授權株式数」とは、(I)当該普通株式対価取得請求日における当社の発行可能株式総数より、(II)(i)当該普通株式対価取得請求日における発行済株式(自己株式(普通株式に限る。)を除く。)の数および(ii)当該普通株式対価取得請求日における新株予約権(会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が会社法第282条第1項の規定により取得することとなる株式の数の総数を控除した数をいう。

	<p>「請求対象普通株式総数」とは、C種種類株主が当該普通株式対価取得請求日に普通株式対価取得請求をしたC種種類株式の数に、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、当該普通株式対価取得請求日における第3項および第4項に定める取得価額で除して得られる数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）をいう。</p> <p>2. 取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るC種種類株式の数に、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（ただし、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、第3項および第4項に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</p> <p>3. 当初取得価額</p> <p>取得価額は、当初、2円とする。ただし、取得価額は、第4項の規定により調整されることがある。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年9月3日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年9月6日（予定）

以 上